国際エネルギー憲章

International Energy Charter(IEC)

背 景

平成27年5月21日 外務省経済安全保障課

○「国際エネルギー憲章(International Energy Charter(IEC))」は、1991年に作成された「欧州エネルギー憲章 (European Energy Charter(EEC))」の内容を基礎とした政治宣言。EECの名称にあるに欧州のみならず、他地域の国々からの参加を促すために、2014年から約1年をかけて約80の国・地域・機関の参加を得て交渉が行われ、2015年の5月に署名に至った。

OIECの基礎となったEECは、1991年に旧ソ連、東欧を含む欧州諸国、米、加、豪及び日本等により、エネルギー分野における、市場原理に基づく改革の促進、安定して良好な貿易及び投資環境の促進等を目的として行われた政治宣言。

〇このEECに従ってエネルギー分野における協力を推進するための法的枠組みとして、「エネルギー憲章条約(Energy Charter Treaty(ECT))」が1994年に採択され、1998年に発効した(日本は2002年に受諾)。2015年5月現在、旧ソ連(ロシア・ベラルーシを除く)、EU諸国を中心に47カ国及び1国際機関(EU)が条約を締結。

主な内容

〇目的

エネルギーの安全保障の強化を目指し、効率的・安定的・透明な市場を創設するために、署名者は、次の分野で行動をとる:①主要な多数国間合意と整合性のあるエネルギー貿易の発展、②エネルギー分野での協力、③エネルギー効率及び環境保護。

〇実施

市場原理に基づき、民間のイニシアティブを促進しつつ、エネルギー市場の効率的機能の向上を目的として、署名者は以下の分野について、協調的に行動する。

①エネルギー資源へのアクセスと開発の促進,②エネルギー市場へのアクセス,③エネルギー貿易の自由化,④投資の促進及び保護,⑤安全の原則及び基準,⑥研究・技術開発・技術移転・革新・普及,⑦エネルギー効率,環境保護及び持続可能なクリーン・エネルギー,⑧持続可能なエネルギー・アクセス,⑨エネルギー分野における職業教育及び訓練の促進,⑩エネルギー資源及び供給ルートの多角化。